

7月・8月は

「社会を明るくする運動」強調期間

防ごう犯罪と非行 助けよう立ち直り
思いやりの心で育つ 地域の輪

「社会を明るくする運動」は、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの立ち直りについて理解を深め、それぞれの立場で力を合わせて、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

区では、同運動新宿区推進委員会を設置し、保護司会、地区青少年育成委員会などの区内関係団体・機関等と共に青少年の健全育成と人間性豊かな地域づくりを目指した運動を行います。

※新型コロナウイルス感染症の影響で、強調月間(7月・8月)中に予定されていた各種広報活動等は、中止または延期する場合があります。

【問合せ】子ども家庭課企画係(本庁舎2階) ☎(5273)4261へ。

保護司とは？

保護司とは、保護司法に基づき、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員で、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティアです。

犯罪や非行をした人の更生を図るために、指導・援助・助言を行うとともに、犯罪や非行を未然に防ぐための活動に更生保護女性会、更生保護施設などの関係機関や協力雇用主等と連携して取り組んでいます。

さまざまな職種の方がそれぞれの経験を生かして保護司として活躍しています。



私立幼稚園の入園料・保育料を補助しています



区内在住で、下記の私立幼稚園等に通園する満3歳～5歳児がいる世帯(区外の私立幼稚園等に通園する園児を含む)に、国の幼児教育・保育の無償化補助額に上乗せして入園料・保育料を補助しています。

補助の要件・金額等詳しくは、6月下旬に各園で申請書と一緒に配布する「お知らせ」をご覧ください。新宿区ホームページでもご案内しています。

※ひとり親世帯等への保育料負担軽減も実施しています。詳しくは、お問い合わせください。

- 対象施設
▶私立幼稚園
▶幼稚園類似施設(東京都が認定した施設のみ)
●補助の主な内容
▶入園料補助金…所得にかかわらず80,000円を限度に交付します。
▶保育料補助金…所得に応じて補助額が異なります。

【申込み】所定の申請書等を7月3日(金)～17日(金)に学校運営課幼稚園係(第1分庁舎4階) ☎(5273)3103または特別出張所へお持ちください。各園では受け付けできません。

7月1日(水)～10月30日(金)
第2期募集 先着各15世帯
多世代近居同居助成・次世代育成転居助成

区内に住む親または子世帯と新たに近居・同居する場合や、義務教育修了前のお子さんを扶養し同居している子育て世帯が区内で住み替えをする場合に、かかった費用の一部を助成します。



多世代近居同居助成

区内で新たに近居または同居する子世帯と親世帯のうち引越しする世帯に、初期費用(引越し代・礼金・仲介手数料・不動産登記費用)の一部(複数世帯は20万円、単身世帯は10万円を限度)を助成します(既に近居の状態にある方は、新たに同居する場合のみ対象)。

次世代育成転居助成

義務教育修了前のお子さんを扶養し同居している子育て世帯が、区内で民間賃貸住宅から民間賃貸住宅に住み替える際の、転居に伴う家賃の上昇分(月額35,000円を限度・最長2年間)と、引越し代(10万円を限度)を助成します。

※いずれも住み替え先の住宅を契約する前に「予約登録申請」が必要です。助成にはほかにも要件があります。申し込み方法等詳しくは、お問い合わせください。

【問合せ】住宅課居住支援係(本庁舎7階) ☎(5273)3567へ。

情報公開制度
個人情報保護制度

令和元年度の運用状況をお知らせします

区では、情報公開制度・個人情報保護制度により、区民の皆さんの区政への参加の推進と個人情報保護の適正化に努めています。2つの制度の実施機関である区長・教育委員会・選挙管理委員会・監査委員・議会の令和元年度(平成31年4月1日～令和2年3月31日)の運用状況の概要をお知らせします(実績のない実施機関は、表への掲載を省略しています)。詳しい内容は、新宿区ホームページ等でご覧いただけます。

【問合せ】区政情報課広報係(本庁舎3階) ☎(5273)4064へ。

情報公開制度

区政情報(公文書)を、いつでも公開請求できる制度です。

公文書公開請求

【請求できる情報】実施機関の職員が職務上作成または取得した文書・図画・電磁的記録で、当該実施機関の職員が組織的に利用するために保有するもの
【請求方法】所定の請求書を各担当課の窓口へ提出してください。

令和元年度の公文書公開請求の状況

Table with 7 columns: 実施機関, 請求件数, 公開, 部分公開, 非公開, 不存在, 存否応答拒否★, 未決定等. Rows include 区長, 教育委員会, 選挙管理委員会, 監査委員, 議会, and 合計.

※請求件数と決定件数には、平成30年度中の請求に対する決定件数を含みます。
★存否応答拒否…請求公文書の存否を明らかにしないで、その請求を拒否すること

個人情報保護制度

区が保有する個人情報の適正な管理と利用のルールを定めている制度です。

個人情報業務の登録等

個人情報を取り扱う業務は、業務の目的やどのような個人情報を記録しているかなどを、個人情報業務登録簿に登録しています。
また、電子計算機で検索できるように体系的に構成した個人情報は、個人情報ファイル簿に登録しています。これらの登録簿は、業務ごとに各担当課で保管し、どなたでも閲覧できます。

令和元年度の個人情報業務登録・個人情報ファイル登録・個人情報を含む業務委託の状況

Table with 4 columns: 実施機関, 個人情報業務登録, 個人情報ファイル登録, 個人情報を含む業務委託. Rows include 区長, 教育委員会, 選挙管理委員会, 監査委員, 議会, and 合計.

目的外利用・外部提供・外部電子計算機との結合

ある業務のために区が収集した個人情報は、その業務の目的の範囲内でしか利用できません。業務の目的を超えて利用(目的外利用)できるのは、「本人の同意を得たとき」「区民の皆さんの福祉の向上を図るために適正に業務を行うとき」「法令に定めがあるとき」など一定の場合に限られます。実施機関の保有する個人情報を、区の機関以外へ提供すること(外部提供)も、同様に厳しく制限しています。さらに、個人情報処理するため、区の機関以外の電子計算機との通信回線による結合を行うこと(外部電子計算機との結合)も、一定の場合を除いて禁止しています。

令和元年度の目的外利用等の状況

Table with 4 columns: 実施機関, 目的外利用, 外部提供, 外部電子計算機との結合. Rows include 区長, 教育委員会, 選挙管理委員会, and 合計.

▶目的外利用の件数は、目的外利用を行う課が属する実施機関に集計しています。

自己情報の開示・訂正等の請求

実施機関が保有する個人情報について、本人は開示請求ができます。また、自己の個人情報に明確な誤りがあれば、訂正請求ができます。
実施機関が個人情報保護条例に反して個人情報を利用している場合には、利用停止請求ができます。【請求ができる方】区が保有している個人情報の本人であれば、どなたでも請求できます。【請求方法】所定の請求書を各担当課の窓口へ提出してください。

令和元年度の自己情報の開示請求の状況

Table with 7 columns: 実施機関, 請求件数, 開示, 一部開示, 非開示, 不存在, 存否応答拒否★, 未決定等. Rows include 区長, 教育委員会, and 合計.

※請求件数と決定件数には、平成30年度中の請求に対する決定件数を含みます。

図書館のお知らせ

感染予防策を十分に実施した上で
7月1日(水)から
図書館の利用を再開します

来館する皆さんへ 感染予防にご協力を

3密(密閉・密集・密接)を防ぐ

定期的に館内の消毒と換気を行うため、入館は原則として1時間ごとの入れ替え制です(利用時間帯は右表のとおり)。各館の閉館時間は曜日により異なる場合があります。詳しくは、新宿区ホームページ等でご確認ください。
※四谷図書館のみ2時間の整理券制で、右表と利用時間帯が異なります。
▶閲覧席数を減らしています。席の譲り合いにご協力ください。
▶人との距離を2m程度保ってください。

Table with 2 columns: 利用時間帯, 時間. Rows include 午前(9時～10時, 10時30分～11時30分), 午後(4時30分～5時30分, 6時～7時, 7時30分～8時30分, 9時～9時45分).

※1閉館時間が午後6時の日は「午後4時30分～6時」。
※2中央・角筈・大久保・下落合図書館のみ。
★こども図書館の閉館時間は午後6時。



健康管理をする

入館の際に体温測定をします(下写真)。
発熱や風邪、息苦しいなどの症状がある場合は、来館をお控えください。



感染防止対策をする

他の利用者への感染を防ぐため、症状がない方もマスクの着用をお願いします。マスクを着用していない場合、入館をお断りする場合があります。
会話の際は、なるべく正面を避け、時間を要するお問い合わせは電話をお願いします。
来館の前後や、本・CD・DVDを利用する前後は、必ず手洗いをしてください。
各館内の消毒液をご利用ください。



第四次

子ども読書活動推進計画の達成状況



計画では、子どもの読書活動について5つの目標値を定めています(計画期間は平成28年度～令和元年度)。計画期間中の目標達成状況は右表のとおりです。今後は、第五次新宿区子ども読書活動推進計画(令和2年度～5年度)に基づき、目標達成に向けて取り組みます。

【問合せ】こども図書館 ☎(3364)1421へ。

Table with 6 columns: 目標, 対象, 平成29年1月末実績, 平成30年1月末実績, 平成31年3月末実績, 令和2年3月末(当初目標値, 更新目標値, 実績値). Rows include 区立図書館の子どもの延べ利用人数, 区立図書館における子どもの年間貸出冊数の増加, 区立図書館における団体貸出冊数の増加, 区立図書館における団体貸し出しの利用率の増加, 区立小・中学校の児童・生徒の不読者率の減少.

※平成28年度～30年度は朝読書を含みますが、令和元年度は第五次新宿区子ども読書推進計画の作成過程で「朝読書を含まない」としたため、数値の比較はできません。